

大阪北部中央青果株式会社 受託契約約款

(用語の定義)

第1条 この約款において使用する用語の定義は次の通りとする。

用語 定義

北果	大阪府中央卸売市場の卸売業者である 大阪北部中央青果株式会社
本市場	大阪府中央卸売市場
法	卸売市場法(昭和46年法律第35号)
省令	卸売市場法施行規則(昭和46年農林省令第52号)
業務規程	大阪府中央卸売市場業務規程
規則	大阪府中央卸売市場業務規程施行規則
知事	大阪府知事
委託者	自己の所有する青果物等の販売を北果に対して委託する者

(趣旨)

第1条の2 北果が本市場において行う卸売のための販売の委託の引受けは、法、省令、業務規程、規則及びその他関係諸法令によるほか、北果と委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 北果は、委託者のために、委託された物品の卸売を誠実に行います。

2 北果が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

- (1) 食品表示法に基づく食品表示基準(名称及び原産地表示等)
- (2) 食品衛生法上の基準並びに規格

(委託物品の引渡し)

第4条 委託者は、北果に対する委託物品の引渡しをすべて本市場内の卸売場で行うこととします。

ただし、北果と委託者との間で特約がある場合はこの限りではないものとします。

(委託物品の受領)

第5条 北果は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類・数量・等級・品質・受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。

ただし、当該物品の販売日の翌営業日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。この場合において、委託者より次の各号のいずれかに該当する指示があり北果が了承した場合、当該各号に掲げる発送方法をとることができるものとします。

- (1) 電子データ等による発送の指示
 - (2) 売買仕切書の発送不要の指示
 - (3) その他売買仕切書発送等に関する指示
- 2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違・損敗・数量の不足等の異状を認めるときは、北果は、引渡しを受けた後遅滞なく、物品受領通知書又は売買仕切書に付記するとともに、写真の送付等の方法により、その状況を速やかに委託者に報告することとします。

ただし、委託物品の受領に委託者若しくは運送者等前記異状の確認を出来る者の立会い確認があり、その了承を得られたときは、この限りでない。

- 3 北果は、委託物品の異状については、前項の確認を受けその了承を得なければ、委託者に対抗することができないものとします。

(委託物品の保管)

第6条 北果は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

- 2 北果は、北果の責に帰すべき事由によって、委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負うものとします。
- 3 北果は、委託物品の卸売にあたり、その一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入等)

第7条 北果は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工その他の調整をすることができるものとします。

(委託物品の検査)

第8条 北果は、委託物品の保管中その物品については地方公共団体等の検査を受けたときは、すみやかに、その概要等を委託者に通知します。

(衛生上有害な物品等の受託拒否等)

第9条 北果は、規則第46条の2各号に掲げる受託拒否の正当な理由のいずれかに該当する場合は、物品の販売の委託を引き受けません。

- 2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、北果は、知事の指示に従って、これを処分することがあります。
- 3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。

- 4 第2項の処分をしたときは、北果は、処分に関する知事の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿等の閲覧)

第10条 北果は、委託者の請求があるときは、規則第22条の2第1項で定められた書類について、規則第22条の2第2項各号の正当な理由がある場合を除いて、北果の事務所の営業時間中、書類の閲覧の求めに応じます。

(受信場所)

第11条 委託者からの北果に対する諸通信は、本市場内の北果の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者が北果あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類・数量・等級・品質・その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。

なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状または発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違・数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、北果に対抗することはできないこととします。

第13条 削除

(委託物品の上場)

第14条 北果は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 委託物品の上場順位は、同種物品の到着順によるものとします。

3 北果は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認められたときは、委託物品の全部又は一部についてその販売順位を変更することができるものとします。

(販売方法)

第15条 委託物品の販売の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる販売方法によることとします。

(1) 規則第28条の2第1項に掲げる物品は、せり売又は入札の方法

(2) 規則別表第2に掲げる物品は、毎日の卸売予定数量のうち知事が定める割合に相当する部分については、せり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

(3) 前2号に掲げる以外の物品は、せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品(前項第2号に掲げる物品にあっては、同号の一定割

合に相当するせり売若しくは入札の方法による部分に限る。)について、業務規程第33条第2項各号のいずれかに該当する場合であって、知事の承認を受けたときは、相対取引の方法によることができることとします。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げる場合であって、知事の指示を受けたときは、せり売又は入札の方法によることとします。

(1) 本市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合

(2) 本市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 業務規程第33条第2項第6号の規定により卸売をしたときの当該物品の卸売価格(消費税及び地方消費税を含む価格とします。以下同じ。)は、当該物品と同種の物品についてその日に価格形成された卸売価格を基準とします。

(販売不成立の場合の処理)

第16条 北果は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指示を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は北果に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、北果が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

第17条 委託者は、委託物品の販売について、指値(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を北果に通知しなければならないこととします。

なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

第18条 北果は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなして、これを販売することができることとします。

2 前項の場合において、損害が生じたときは、北果は、その賠償の責任を負いません。

(再委託の禁止)

第19条 北果は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品の販売の委

託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

第20条 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

第21条 削除

(北果に事故ある時の処置)

第22条 北果が卸売の業務の認定を取り消されたとき又はその認定に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、知事の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

第23条 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量・品質に著しい差違があること等を理由として知事が定める期間内に北果に対して販売代金の減額の申出があった場合であって、その申出について知事が正当な理由があると認めたときは、北果は、それに相当する減額をします。この場合、北果は、大阪府中央卸売市場長の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

第24条 北果が委託者から收受する委託手数料は次の各号によるものとします。

- (1) 野菜及びその加工品は、せり売若しくは入札又は相対による取引に係る金額の合計額（以下「取引金額」という。）に100分の8.5を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額とします。
- (2) 果実及びその加工品は、取引金額に100分の7.0を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た金額とします。

(委託者の費用負担)

第25条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
- (2) 運送料(北果の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)
- (3) 売買仕切金送料
- (4) 保管料(委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経費を必要としたときは、その費用)
- (5) 調整費(手入加工その他の調整につきとくに経費を要したときはその費用)

(6) その他北果が立て替えた費用

- 2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。）から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第26条 北果は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌営業日までに、当該卸売をした物品の品目・等級・価格(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）・数量及び価格と数量の積の合計額・当該合計額の8%又は10%に相当する金額・前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」という。以下同じ)を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

- 2 前項の場合において、委託者より次の各号のいずれかに該当する指示があり北果が了承した場合、当該各号に掲げる送付方法をとることができるものとします。

- (1) 電子データ等による送付の指示
- (2) 売買仕切書の送付不要の指示
- (3) その他売買仕切書送付等に関する指示

(売買仕切金の支払)

第27条 売買仕切金の支払場所は、本市場内の北果の事務所とします。

- 2 売買仕切金を送付する場合は、委託者と特約のない限り、委託物品を販売した日を含む4営業日以内に、これを行うものとします。

ただし、その4営業日目が金融機関の休業日である場合は、直後の北果及び金融機関の同時営業日とします。

(売買仕切金の清算)

第28条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第25条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、北果に対し、速やかに清算するものとします。

ただし、委託者が引続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを清算することができるものとします。

(再販売)

第29条 北果は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。

ただし、販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

第29条の2 削除

(臨時開市等の通知)

第30条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただち

に委託者に通知するものとします。

ただし、大阪府広報・新聞紙上の広告等による周知手段が講じられた場合は、これに代えるものとします。

(管轄裁判所の指定)

第31条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟については、本市場の所在地の裁判所に提起するものとします。

附 則

- 1 この改正後の約款は、平成12年5月1日より施行する。
- 2 この改正後の約款は、平成17年5月1日より施行する。
- 3 この改正後の約款は、平成26年4月1日より施行する。
- 4 この改正後の約款は、平成27年4月1日より施行する。
- 5 この改正後の約款は、令和元年10月1日より施行する。
- 6 この改正後の約款は、令和2年6月21日より施行する。